

令和7年12月定例会 厚生文教常任委員会 資料
関連議案番号：議案第107号
所属課名：健康福祉部すこやか支援課・長寿福祉課

甲賀市保健センター条例及び甲賀市介護保険条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

甲賀市甲賀保健センター及び甲賀市甲賀地域包括支援センターが入居する現施設は規模が大きいため使用しない部屋が多く、また老朽化による施設不具合が多数起り、修繕等の対応が年々困難になっています。これらの事情と合わせ保健センター及び地域包括支援センターとしての機能をさらに生かすことや、市民の利便性を向上させることを目的に、当該両センターを甲賀地域市民センター内へ移転するため、甲賀市保健センター条例及び甲賀市介護保険条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

<第1条関係>

(1) 甲賀市甲賀保健センターの位置を「甲賀市甲賀町大久保507番地2」から移転先となる甲賀地域市民センターの所在地である「甲賀市甲賀町相模173番地1」へ改めます。

【第2条関係】

<第2条関係>

(2) 甲賀市甲賀地域包括支援センターの位置を「甲賀市甲賀町大久保507番地2」から移転先となる甲賀地域市民センターの所在地である「甲賀市甲賀町相模173番地1」へ改めます。

【第20条関係】

(3) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

【付則関係】

3 その他

(1) 保健センター職員による相談対応や申請受付等は移転後の施設で行いますが、乳幼児健診は現施設に隣接する甲賀子育て支援センターで実施します。

また、保健センターの保健師が子育て支援センター内に常駐する日を設け、子育て世代の相談対応や情報共有を行うことで母子保健と子育て支援の連携を強化します。

大人の集団検診（健診）は、今年度からかふか生涯学習館で実施しており、今後も同施設で継続して行います。

(2) 移転先である甲賀地城市民センターは、地域住民にとって生活の核となる施設であることから、当該センターが移転することで地域住民との接点が増加し、多岐にわたる活動の連携が強化され、効果的な支援が期待できます。

なお、移転後の運用に関する費用は、新たに発生しません。

令和7年12月定例会 厚生文教常任委員会 資料
関連議案番号：議案第107号
所属課名：健康福祉部すこやか支援課・長寿福祉課

